

長野地方労働審議会

長野県電気機械器具製造業最低工賃専門部会（第1回） 議事録

令和6年5月10日 公開

開催日時 場所	令和6年2月15日 13時23分～16時10分 長野労働局 会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 2人	定数 3人
	家内労働者代表委員	出席 3人	定数 3人
	委託者代表委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 長野県電気機械器具製造業最低工賃専門部会 部会長及び同代理の選出について 2 長野県電気機械器具製造業最低工賃専門部会 運営規程について 3 長野県電気機械器具製造業最低工賃の改正について 4 その他		
開会 ○古畑賃金室長 それでは、ただいまから令和5年度第1回「長野県電気機械器具製造業最低工賃専門部会」を開催いたします。 部会長が選出されるまで進行を務めさせていただきます長野労働局労働基準部賃金室の古畑と申します。よろしく申し上げます。 また、本日の最低工賃専門部会は、資料 No.3 にもありますとおり、長野地方労働審議会運営規程第5条、第6条、第7条により原則公開となっており、事務局で公開の公示をしたところ、傍聴希望はありませんでしたので報告いたします。 本日の定足数の確認ですが、本日の出席者は委員9名中8名の御出席をいただいております。委員の3分の2以上、各側委員のそれぞれ3分の1以上の出席を満たしておりますので、資料 No.2 の地方労働審議会令第8条第1項、第3項の規定により、本部会は有効に成立していることを報告します。			

古畑賃金室長

委員の御紹介を申し上げます。お配りしました資料 No.1、電気機械器具製造業最低工賃専門部会名簿を御覧ください。

まず、公益代表委員から、向かって右側から（公益代表委員の皆様からですと左側から）、山沖委員、織委員でございます。

続きまして、家内労働者代表委員、向かって左側から（家内労働者代表委員の皆様からですと右側から）、山口委員、竹村委員、小林委員でございます。

委託者代表委員、向かって右側から（委託者代表委員の皆様からですと左側から）、聲山委員、中村委員、湯本委員でございます。

次に長野労働局の事務局職員の紹介をさせていただきます。

柘植労働基準部長、賃金室長の私、古畑、荒河賃金指導官、嶋田賃金指導官、轟賃金調査員です。よろしくお願ひいたします。

では、審議に先立ちまして、柘植労働基準部長から御挨拶を申し上げます。

柘植労働基準部長

皆さん、こんにちは。

日頃より、私ども労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。また、本日はこの最低工賃専門部会の委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年度の最低工賃の審議につきましては、令和5年12月14日付で、私どもの長野労働局長から長野地方労働審議会長様宛てに、長野県電気機械器具製造業に係る最低工賃の改正決定について諮問をさせていただいたところで

す。これを受け、本審議会におきましては当専門部会を設置し、改正決定に係る調査審議を行っていただくことになりました。

この長野県電気機械器具製造業最低工賃につきましては、平成19年の改正以来、相当期間が経過している中で、電気機械器具製造業は、製造工程が急速に変化する業種であることから、家内労働に委託される作業内容も様々です。

委員の皆様におかれましては、最低工賃の設定に当たっても、品目・工程等の選択に困難を伴うという本県最低工賃の性格を御理解いただきまして、全会一致による決議に御配意の上、十分な御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

古畑賃金室長

議事1の部会長と部会長代理の選出についてお諮りします。

資料 No.2 の地方労働審議会令第4項、第6項で、部会長等は公益委員の中から選出することとされていますので、この規定に従って、公益委員の皆様で

御協議いただくことでいかがでしょうか。

< 「お願いします」の発声あり >

それでは、公益委員の御協議をお願いいたします。

山沖委員

協議の結果、部会長は、私、山沖が、そして部会長代理には織先生をお願いしようと思っております。よろしいでしょうか。

< 「お願いします」の発声あり >

古畑賃金室長

それでは確認いたします。御協議の結果、御提案いただきました部会長に山沖委員、部会長代理に織委員と、それぞれ就任していただくことでよろしいでしょうか。

< 「お願いします」の発声あり >

それでは、これからの審議につきまして、山沖部会長、よろしくをお願いいたします。

山沖部会長

それでは、ただいま部会長になりました山沖です。どうぞよろしくお願いいたします。

私、信州大学で、今、教鞭を執っておりますが、あわせて、こちらの長野地方労働審議会の会長を務めておりますが、諮問を見ると、私、山沖宛てとなっており、「あ、そうなんだな」というふうに思いました。

また、答申を出すということになれば、最終的には当然のことながら労働局長にお出しすることになりますが、形式的には審議会に出した上でという形になりますので、私から私みたいな形になるのかなと思っております。

御存じのように、今、経済がかなり動いていまして、円安がかなり進んでおり、ここに来て150円を超えるという状況にあります。一方で、株価もかなり良くて、バブル期に一番の最高値がありまして、それが3万8,000円、4万円弱ですが、ようやく3万7,000円を超えたところです。バブルがはじけたときの一番低いときで7,000円台ということですので、5倍以上に上昇しているという状況かと思えます。

もう一つは、消費者物価も上がっているということですが、資料15に載っています通り、長野市は少し高めのようにありますけれども、全国的に見ると、昨年の速報値で2.3%というのがありましたので、ようやく日本銀行が目指している2%を超えているということで、徐々に徐々に金利が上がる情勢になってきているかなと思っております。

どうしてもエネルギー価格、要は石油価格がウクライナの情勢で上がっているとか、あるいは、今、申し上げました円安の影響が大きい状況です。円安に

ついで言えば、日米の金利差によるものです。すなわち、アメリカの金利が5.25%とかなり高く、それに対して日本はゼロ金利、ゼロ%との間ということで、日米の金利には5%ぐらいの差があるので、どうしてもドルにお金が行くということで、ドル高・円安という状況にあります。

しかし、これも、もう少ししたら落ち着いてくるだろうというのが、今言われているところです。本来、4月ぐらいには金利も日本銀行が上げると言われていたのが、少し遠のいたかなぐらいの話はありますけれども、近々上がってくるのではないかなと思われまふ。そうすると、為替相場も落ち着いてきてという形になってくると思ひます。

今回の最低賃金の審議は久方ぶりの話ということであり、平成19年に1回審議し、2007年から15～16年たっているということでございますけれども、この間、ほぼほぼ日本の場合はあまり消費者物価が上がっていませんでした。しかし、ここに来て消費者物価も上がってきたし、政府が賃金と物価の好循環ということをおっしゃっています。

やはり賃金については、消費者物価を含めて物価の上がりぐらいよりは少し高め、あるいは同じぐらいの水準に上がってくることによって購買力を上げてということなのかなと思ひますので、そういうところにもらみつつ考えていく必要があるのかなと思ひておひます。

ただ一方で、やはり今回のお話を聞いておひまして、長野県だけではなくて、ほかの地域でもつくられているものでありまして、県外に仕事を取られてしまっても不幸なことだと思ひますし、さらには、最近は、私自身も東南アジアを調査をしたことがありますが、そちらのほうでもこういう家内工業がかなりの人手でやっています。彼らは低賃金でやっています。昔は労働の質が悪かったんですけども、最近は良くなってきておひまして、特に女性がやっていますが、いろいろと言うことを聞いてくれるというようなことになってきて、労働者の質も上がってきておひます。このように考えると、仕事を取られないという観点と、一方で、今申しました生活を守る、生活できるようにする観点とのバランスだと思ひますので、そこら辺、労使が納得されるような形でまとまるといいなと思ひておひます。

今日は皆様の御協力を得て、何とかまとめられればと思ひておひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これから議事に入らせていただこうと思ひます。

議事に入ります前に、先ほど事務局から説明がありましたとおり、原則公開となっておりますけれども、傍聴者が特にないということです。中身としては本来公開でありますけれども、公開はされていないという状態であります。

審議については、できれば今日終わればいいとは思ひておひますが、2回目以降にかかる可能性もゼロではございませんので、その場合も原則公開ということになります。

資料 No.3 にあります通り、労働審議会の運営規程第5条、第7条により、公

関することによって個人情報の保護に支障を及ぼす場合がある、あるいは個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、部会長の判断により非公開とするとなっておりますので、最終的に議事録がまとまった際は、一部非公開になる可能性もあるということだけは御承知おきいただければと思います。

それから、最終的に議事録が出来上がったところで確認をする委員については、家内労働者代表委員の山口委員、それから委託者代表委員の聲山委員にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

山沖部会長

それでは、議事 2 の「長野県電気機械器具製造業最低工賃専門部会運営規程等について」です。

まずは、資料 No.4 にあります本専門部会の運営規程の案の承認を賜りたいと思います。

手続を固めるということになりますが、事務局から説明をお願いしたいと思います。

古畑賃金室長

本専門部会は、今申し上げましたけれども、資料 No.3、長野地方労働審議会運営規程と、これからお諮りします資料 No.4 の専門部会運営規程により運営していくこととなります。No.4 の運営規程は、従来と変更はありませんが、16年ぶり、第 1 回目の専門部会ということで、この規程でよろしいか御審議願います。

山沖部会長

それでは、この運営規程により審議を進めてまいりたいと思っております。特に何かあるという訳ではなくて、これまでも使われているということではございますけれども、第 1 条から第 4 条までございますが、本件につきまして、皆様、よろしいでしょうか。よろしければ、このまま進めさせていただこうと思っております。

< 「異議なし」の発声あり >

それでは承認が得られましたので、この運営規程により審議を進めてまいります。3 行目に運営規程の「案」と書かれておりますが、これを末梢して、附則のところにも本日の日付、令和 6 年 2 月 15 日と記入していただければと思います。

山沖部会長

それでは、議事 3 の「長野県電気機械器具製造業最低工賃の改正について」

の審議に入ります。

まず、事務局から配付した資料に基づいて御説明をお願いします。

古畑賃金室長

資料 No.5 を御覧ください。令和 5 年 5 月 12 日に提出された長野県電気機械器具製造業最低工賃の改正申出書です。平成 19 年以降、改正されず最低賃金の均衡を考慮し、改正を行うべきなどとして申し出されております。

次に資料 No.6 は、令和 5 年 12 月 14 日に諮問したものです。審議会に対し改正の調査審議をお願いしたものです。

資料 No.7 を御覧ください。現在の最低工賃の一覧表になります。なお、後ほど説明しますが、現在、一番上の「電解コンデンサーの外観選別」は長野県内において家内労働者はありませんでした。

資料 No.8 は、各工程の作業の状況です。

ここで各工程の作業の動画を視聴していただきますので、ちょっとお時間をいただきたいと思っております。前のテレビに映したいと思っておりますが、もし見えなければ前に出てきていただいて結構です。ちょっとお時間をいただきたいと思っております。

< 動画放映 >

古畑賃金室長

資料 No.9 を御覧いただきたいと思っております。資料 No.9 は、最低工賃の改正経過になります。

次が、資料 No.10 を御覧ください。今年の実態調査の取りまとめの結果でございます。最低工賃の品目の家内労働者数は、オレンジのところですが、五つの品目を全部足しましても 100 人を下回り 33 人になっています。

5 ページの(7)あたりを御覧ください。実際に家内労働をしている方、男性、女性、また年代の表があると思っております。50 歳代以上の女性が多く、それだけで 68.2%を占めています。

資料 No.11 が 3 年前の令和 2 年になりますので、調査の中身は同じですので、結果を比べていただくと数値の推移がつかめるかと思っております。よろしく申し上げます。

資料 No.12 は、県内の最低工賃品の品目の工賃額等の状況です。大きな 1 番ですけれども、電解コンデンサーの外観選別の家内労働者はいませんでした。コイルが ABCDE とありますが 5 社、プリント基板、FGHI と書いてありますが 4 社、自動車用ワイヤハーネスのコネクタ差し、チューブ差しがそれぞれ 2 社ずつになっています。

資料 No.13 は、最低工賃品目に類似、似ているまたはほとんど同じ品目工程のほかの都県の最低工賃等の状況となります。

ページをめくっていただきまして赤い文字のところは、ほかの都県の別の最低賃金との割合を最低工賃と換算したものになります。例えば、今御覧いただいている大きな2番、コイルのところ、他の県の状況、岩手とありますけれども、岩手県の最低賃金が長野県より低い893円で、岩手県が全く同じコイルのからげの工程、品目の最低工賃を設定していきまして、岩手県が1円84銭。岩手県と長野県は最低賃金が違うのですけれども、これを割り掛け算すると、そこにあります1.95333円になるという計算になります。

ページをめくっていただいて、黄色く文字が塗ってあると思いますけれども、これはワイヤハーネスの関係で、自動車用と限定している県、広島県と岩手県と長野県しかないのですが、これが黄色く塗っているところです。

次、資料No.14になります。資料No.14は、最低賃金改正の推移になります。平成19年度は地域別最低賃金が669円でした。現在の948円は平成19年度に比して41.7%増加したことになります。

資料No.15は、先ほどお話がありましたけれども、長野市の消費者物価指数です。平成19年の数値は、一番後ろのほうに、小さい字で申し訳ありません。オレンジの95.6に比して、令和5年は106.9、緑になりますけれども、平成19年に比して11.8%増加したことになります。

次は資料No.16になります。資料No.16は全国の家内労働の状況を取りまとめたものです。5ページのグラフが家内労働者の推移で、見ていただくとわかりますように漸減していることがわかります。7ページが都道府県別の家内労働者数になります。この7ページのグラフと、資料17の冊子になりますけれども、そのグラフの数値がこの資料の34ページの数字になりまして、長野県が2,950人になっています。

次に、資料No.19が、令和2年度、少し前の家内労働者数で、長野県は3,089人から、現在の2,950人に減っているということになります。

あちこち行ってすみませんが、資料No.17の39ページを御覧いただきたいと思います。冊子になります。時間当たりの平均工賃額が示されています。今回の電気機械器具製造業の最低工賃の関係は、電子部品デバイス、電気機械器具、情報通信機械器具、機械器具等が該当業種となります。

資料No.17、7ページに戻っていただきたいと思います。最低工賃のことが下のほうに8条から16条に書いてありまして、資料No.18の8条以降、2枚めくっていただきまして、最低工賃第8条とあるのですが、最低工賃の決定については、最低工賃が決まりますと、これに満たない工賃を家内労働者・委託者双方で決めたとしても無効となって、最低工賃以上の工賃を払わなければならないということになっております。

資料No.20は、答申日と対応する効力発生日を示したものです。
以上でございます。

山沖部会長

ただいま事務局から御説明がありましたけれども、本件につきまして、何か御質問などございますか。いかがでしょうか。

では、私のほうからお伺いします。むしろ、この質問は実際に従事されている方々のほうがいいのかもしいんですが、機械でもできるものなのか、それともやはり手作業でなければできないものなのかということです。逆に言えば、最近 AI とか結構進んできております。全国的に自動車の台数も結構あつたりするなど、いろいろありますので、この人数で日本全国をカバーできるものなのでしょうか。人数的に全国をカバーできるとはとても思えないものですから、どういう状況なのかをお伺いしたいと思います。また、家内工業として残っている理由としては何かあるのかというのを教えていただければと思います。

もし事務局で何かあればですが、特に分からなければ家内労働者側からお願いしたいと思いますが。

古畑賃金室長

もしよろしければ、湯本委員と小林委員からお願いします。

湯本委員

うちのほうで内職さんをお願いしている仕事というのは、基本手作業でなくてはできないものを出しています。機械ではちょっと難しいものになります。

実際内職さんだけで賄えるかというと賄えていなくて、社内でもやっていつつ、社内でできない分を内職さんをお願いしていたり、あと、社内でやるとどうしても単価的に難しいものは内職さんのほうをお願いしたりして出しているものになります。

なので、今は内職さん頼りのものはたくさんある感じです。

山沖部会長

それは、内職さんに出している場合と会社の中でやっている部分と合わせれば、大体需要を満たしているぐらいの量になるんですか。

湯本委員

大体そうですね。

山沖部会長

先ほど申しましたように、今、AI とかが発達してくると、この領域というのはだんだん狭くなってきて、手作業でなければできない部分は減ってきているという感じになりそうですか。

湯本委員

うちでつくっているコイルのほうでは、たぶん AI 等で作れるようなもので

はないと思います。自動機でできるようなものを出している会社さんもいるんですけども、うちのほうは全て手作業のコイルになるので、あまり変わらないかなと思います。

山沖部会長

あと、今回、各県と比較して、例えば、お隣の山梨県とか、あるいは岩手県などとの比較もありましたけれども、そういうところと競合関係にあるものですか。

湯本委員

どうでしょうか。

山沖部会長

黄色い部分はないということですが。

湯本委員

全国的にはコイル屋さんはいっぱいあるので、あるとは思いますが。

山沖部会長

そうすると、そののどこかと結びつきがあってやってもらっていると。どこかがなくなれば、その分がこっち側に回ってくるかもしれないしぐらいの話ですか。

湯本委員

そういう話はよくあります。逆もあります。

山沖部会長

逆もあるんですか。

湯本委員

あります。

山沖部会長

向こうのほうの方が安いからとか。

湯本委員

そうですね。そちらに行ってしまう場合もあります。やはり単価で。

山沖部会長

では、やはり市場は一つですね。

湯本委員

そうですね。

山沖部会長

それは海外とかもあり得ると思うんですが、いかがでしょうか。先ほど申しましたように、だんだん海外の労働者の質が上がってきているとは思いますが、そこら辺はどんなものですか。

湯本委員

最近はあまり海外のほうは聞かなくて、以前はありました。

山沖部会長

やはり持っていかれるということでしょうか。

湯本委員

丸ごと海外に持っていかれてしまったことはありますね。

山沖部会長

皆さん、ほかに何か質問がありますでしょうか。

もしよろしければ、先に進めさせていただきます。ほかにないようですので、金額等の審議に入りたいと思います。

金額を審議する前に、現在、最低工賃が設定されている工程、品目、規格について、改正の必要があるか、家内労働者代表委員、及び委託者代表委員の御意見をお伺いしたいと思っております。

まず、家内労働者代表委員の御意見をお願いできますでしょうか。

山口委員

それでは、まず私のほうからお話をさせていただきたいと思えます。実際に作業をされている方もいらっしゃいますので、後ほど補足等をいただければと思います。

基本的には、資料5で改正の申し出をさせていただいてございます。そこに記載のとおり、平成19年から、冒頭の話にもありましたとおり、もう16年にわたって金額改正がされていないという中で、最低賃金は約300円ほど上がっていて、40%を超える金額が上がってきている。確かに家内労働については最低賃金の対象にはならないというのは我々も承知をさせていただきます。

単純に比較という話にはならないと思えますが、ただ、そうは言っても、先ほど湯本委員のほうからもあったとおり、なかなかなくなっていくという仕事で

ありますし、逆にどうしても育児だとか介護だとか、そういった関係、またあるいは身体的な条件等によって、どうしても工場に勤められないとか、出向いて仕事ができないという方も中にはいらっしゃいます。

そういった皆様のことを、我々としてもしっかり考えなければいけないとっておりますし、恐らくこの16年間なり17年間なり、法的にというか、正式にはここに記載のあるとおり、例えばコンデンサーなり、コイルは1円61銭だとかという金額が定められておりますが、恐らく各社ではしっかりとそういった金額は上げていただいていると思っておりますが、そういった中でいくと、必ずしもそれが担保されているわけじゃないということもありますので、我々としては、まず、しっかりとそういったところに目を向けていき、まずは最低賃金に見合った額に改定をしていく。単純には時間換算というのは難しいかもしれませんが、先ほど資料の中にもありましたとおり、やはり目安になるものはそれになっていくんだろうと思っておりますので、まずは、この家内労働者の皆さんのセーフティネット、これもしっかりと支える意味でも、最低賃金に見合った額に改定していくべきであるということで、今回申し出をさせていただいたということでございます。

実態を少し補足いただければと思います。小林さん、どうですか。

小林委員

さっき湯本さんがおっしゃっていたみたいに、手作業でなければできないことも必ずあって、それをやはり内職のほうに回していただけると。先ほど仰ったように、どうしても仕事が外でできない方、高齢者の方とか介護をしている方とか、身体的にちょっと無理な方とか、そういう方にとってはやはり内職というのは本当にありがたい仕事だと思います。なのでやはり残してほしいと思っておりますし、だからといって、委託者さん側がちょっと苦しくなるような金額では申し訳ないなと。普通に会社に行かれていた方とは違って時間の自由がありますし、例えば洗濯機を回しながら仕事ができますし、本当に単純なものであれば、テレビやラジオをつけてゆったりすることもできますので、ちゃんと会社に通われている方に比べて賃金が低いのは当然のことだと思いますし、かといって、今の物価が上がっている状況で、少しでも賃金を上げていただければありがたいなという気持ちです。

山沖部会長

よろしいですか。何か御質問とかありますか。

まずは委託者代表委員の御意見をお伺いできればと思います。

聲山委員

まず、今回私たちも初めてという中で、どのように考えたり、どのような根拠でというのはなかなか難しい中で検討してきて、基本的には、今の時代、給

料も最低賃金も上がりましたし、世の中の情勢がこうなっていますし、かなり諸物価値上がりですので、まず上げるということに関しては、その方向でいいのではないかと考えたいと思います。

ただ、どのくらい上げるかということですね。やはり最低賃金がこのまま十数年間やっていないことですので、それなりに平成19年から比べるとかなり上がっていますので、同じような率で上げると、もしかしたらとんでもない金額になってしまうかもしれないし、案外妥当かもしれないし、そういうところの数字、あと他県との比較とか、先ほどもちょっと話が出ましたが、単価が何でも上げればいいというものでもない、経営者側からするとそういうこともありますので、そこら辺を加味しながら、まず考えていきたいと。

それと、やはりこういう業界に関しては、かなり価格転嫁もなかなか難しく、うまくいっていない部分があるんじゃないかと。それがうまくいけば当然単価も上がったりできるんでしょうけれども、それはやはり非常に厳しい部分だとは思っております。

そして、恐らく、私もこれは詳しくないんですが、経営者さんと家内労働者さんと、割りと信頼関係の中でやっていらっしゃるんじゃないかなと。そういうところもありますので、この落としどころ、どの金額でどういう根拠でやっているかというのが一番大事なのかなと思っています。

実は、現場のことに关しまして、湯本さんに先ほどいろいろお話しいただきましたけれども、単価を上げる上げられない、また単価があると内職の方々がこういうような影響がある等々、ちょっと現場のほうからお話いただければ。

湯本委員

うちの会社の内職さんの単価は、実は1個幾らですが、その単価の出し方は分給で出しています。例えば、からげなんかは、1個30秒かかるとしたら、うち分給6円で計算しているので、1個3円という価格のつけ方をして、皆さんにお願いをしています。

なので、1分かかるものだったら6円とか、そういった計算で内職さんをお願いをされていて、そうすると手の早い方は1分かからず40秒で終わるとなると当然稼げるようになるという形で内職のほうはお願いしています。

あと、逆にこのコイルのからげでも、1個1円61銭、ここに書いてありますが、からげも本当にピンキリで、例えば1個1円61銭で採算が取れるものもあれば、逆にその半分ぐらいじゃないと割が合わないようなものもあるし、それもからげの工程の幅もすごく広いので、10秒で終わるからげもあれば、1分までかかってしまうからげもあるというところで、なかなか最低賃金をこままで上げようというのが、私のほうでもいろいろ考えがまとまらない感じではあります。なので、最低1個幾らよりも、最低分給みたいなほうがいいのかとは思ってはいます。

あと、やはり最低工賃が例えば1個61円でお願ひしますと言っても、内職さ

んのほうはやはり請負なので、この工賃では嫌ですと言って断ってくる方もいらっしやいますし、そうなった中でやはり話し合っ、もうちょっと上げるからお願いできないかなというやりとりの中で工賃が決まっていったりするところがあります。というのがうちの現状です。

山沖部会長

分かりました。まず、今回の対象となる品目を考えたほうがいいかなと思います。今、資料7にあります通り、今回、取り上げようと思っている品目としては、電解コンデンサー、コイル、プリント基板、自動車用ワイヤハーネスの4品目、それぞれ工程と規格です。皆さん、ここまでの内容については、この割り振りということによろしいですか。

今、お話がありましたように、その中でそれぞれの金額をどうするかということになります。今のところは1個につきとか、1品についてということではありますけれども、場合によっては、今、お話がありましたように分給、要は1分当たりで幾らというのものもあるのかもしれないですが、いずれにせよ、その金額の改定ということかと思えます。よろしいでしょうか。

その金額については、当然のことながら労働者側は上げてほしいという話ですし、使用者側も、現下の情勢を考えれば引上げ自体はやむを得ないということですが、そこは先ほど話がありましたとおり、バランスが必要であるという話だと思えますので、どのぐらいがいいのかというところの話になるのかなと思えます。そういうことによろしいですか。

まずは、工程、品目、規格、この部分まで、今申しました資料7の左側、すなわち、金額を除いたところまでは取りあえずよろしいですか。

< 「はい」の発声あり >

では、金額の改正の審議ということで考えたいと思えます。

竹村委員

幾つか質問いいですか。

今、品目がこの4項目ですが、実際に湯本社長のところは、これだけでは全然収まらないですね、内職は。

湯本委員

そうですね。うちはコイルをつくっていますが、からげだけでは収まらないです。

竹村委員

ほかのところも、例えば分給6円という計算でやっている。この分給6円のところが、実際にこの3~4年で最低賃金が結構上がっているんですけども、そのところは毎年少しずつ上げてはきているんですか。どうですか。

湯本委員

私がこの会社を始めて6年目ですけれども、一度も上がっていません。

竹村委員

上がってないんですか。分かりました。その辺が、先ほどの最賃の話と、ここ6年ぐらい結構上がってはきているので、そういったところも参考にさせていただきたいのと、先ほども言いましたが、品目が、ほかにからげの以外のものが多いということになると、今回の審議は金額審議はこれに限られてくるものだと思いますけれども、そういったところまで、先ほどの分給のところまで、これが上がれば波及させていくのかどうかということも、経営的な考え方でどうなのかということをお聞かせいただきたいんですけれども。

湯本委員

からげで最低工賃を設けてしまうということですか。

竹村委員

そうですね。だから、例えばからげでこの分給が上がったとすると、ほかのものはこれで現状維持で行ってしまえるということなんですけれども、その辺はどういうものなのかなと、考え方的に。

湯本委員

どうでしょうか。

竹村委員

この辺も結構難しくて、本当に今工程が増えてくる中で、この審議だけであれば一つの審議でもこれで完結で終わりでいいと思うんですが、今回の審議はそういうものなんですけれども、やはり我々労働者とすれば、この家内労働という、先ほどのどこでしたか、三千何人というもののの中で。

山沖部会長

2,950人ですね。

竹村委員

2,950人のうちのその工程に携わられる方たちが50人ぐらいと。

古畑賃金室長

資料10の1ページのとおり、33人です。

竹村委員

33人ですけれども、これでいくと家内労働従事者数というのが2,950人というのはこれは電気関係だけではなくて全てということですね。これだけ3,000人近くの方たちがそうやって家内労働をやっているということになると、これ一つだけですが、やはりそういったところの波及というか、そういうところまで考えていく必要があるのかなというのは少し思ったところなので、今回の金額のところはこの4品目という形になるんですけれども、何かやはりこういうものの考え方というのを、ほかのところにも波及できるような考え方にしたいなとは思っているので、少しそこは今回とはかけ離れたところですが、そういうことも少し念頭に置いておきたいと思っています。

山沖部会長

今回の対象はそれ以外への波及とかも検討の対象になるんですか。

古畑賃金室長

これは最低工賃専門部会ですので、最低工賃の金額改正だけになります。新たに申し出をしていただくという手続があります。

聲山委員

竹村さんがおっしゃりたいのは、もしここで何らか上がったとして、ほかの二千何人の方たちの工賃も何らかの影響というか、要するに経営者として、じゃあこちらの工賃は今回対象じゃなかったけれども上げようかなとか、そういうような影響が出るかということですね。

竹村委員

そうですね。

聲山委員

ちょっと私、経営者じゃないので分からないんですが、私が経営者であれば、私のお話ですよ。こちらが上がってくれば、いわゆる私たちだって最低賃金が上がれば当然ほかの社員さんの賃金も上げなくてはいけないと常に思っているので、ある程度の影響は全く無視はできないんじゃないかなと。心情的にはそうなるのかなと思いますね。

竹村委員

だから、今おっしゃる湯本委員のところは、このからげだけだということで、ほかの工程はまだいっぱいあるということなので、そういったところも見ながら金額を決めていく必要があるのかなと思うので、あまり今回分給を上げ過ぎてしまうと、ほかのところも影響するのであれば、そのところも見ながら検

討していく必要があるのでは。

聲山委員

そういうことがあるんです。例えば、単価がすごく上がれば、もしかしたら扶養の範囲内でやっている方の給料が上がってしまうので、そうすると、私は実際 100 やるのが 80 しかやりませんか、いろいろな影響が出るのかもしれないから、それらを含めると、あまりべらぼうにというより、やはりある程度こういう根拠があるからこれでいいんじゃないですかという落としどころを探していくのが一番なのかなと思います。

竹村委員

そうは思いますね。

山沖部会長

あまりにもかけ離れた数字になるとそのようなことが起こるとのことだと思いますし、逆に言えば、ある程度は、先ほどから話があるように、物価もかなり上がってきているし、賃金も上昇して、好循環させるというのを政府としても進めているということを考えれば、ある程度は上げざるを得ないということだと思います。

ただ、最初に私が申し上げたように、たぶんそれと同じだと思いますが、波及効果でほかのところを上げたために、結局、仕事がなくなりましたということになったら元も子もないわけです。このような意味でいうと、やはり工賃を上げてもらいたいですが、それとも仕事なくなってもいいですかと言われたときに、仕事なくなるのが一番嫌だというふうに思われますので、仕事が確保できる範囲内で考えるということだと思います。それから、4 品目以外のものというのは、今、最低工賃は決まっているんですか。要は 2,950 人いるうちの 33 人は対象ですが、それ以外の部分も決まっているものですか。

古畑賃金室長

もう一つ、外衣・シャツという分類がありまして、これは布のボタン付けですとか、縫ったりする作業の最低工賃も決まっております。

山沖部会長

決まっていないものもあるんですね。

古畑賃金室長

あります。その外衣・シャツのほうも非常に品目・規格にあてはまる方がなくて、今回の電気機械器具の人数と変わらないです。ですから、それ以外の方になると 3,000 人ぐらいの方がいらして、そのうちの 100 人弱の方の話です。

山沖部会長

逆に言えば、それ以外の方々というのは最低工賃の対象外になるんですか。

古畑賃金室長

最低工賃の設定がないということになります。

山沖部会長

なるほど。最低工賃の対象外の業種も、結構、世の中には多いということですね。むしろそっちのほうが多いのかもしれないですね。

柘植労働基準部長

資料 No.17、「家内労働のしおり」の 22、23 ページが全国での最低工賃の決定の一覧です。ほとんどがもうごく一部しか決まっています。

山沖部会長

なるほど。

柘植労働基準部長

たぶん、その地域の過去の伝統的な家内労働をやっている産業のほうが今も残ってやられているというのが、恐らくこの地域の状況だと思います。

山沖部会長

だから、長野県は外衣・シャツ製造業と電気機械器具製造業の 2 種類だけが決まっているということですね。

柘植労働基準部長

はい。例えば、私は岐阜にいましたけれども、岐阜は縫製業が有名なので、岐阜は縫製が幾つか、あと陶磁器もあります。多治見なんかの陶磁器もあります。あと愛知・三重はやはり自動車産業なので、その地域の伝統的な産業なので、そういう家内労働に委託してやっているのが残っているというところだと思います。

山沖部会長

だから、他の業種は横をにらんでいるということだと思いますし、最低工賃はあくまで最低工賃で、実際に決まっている金額というのは、先ほど話がありましたとおり、交渉で決まるということだと思います。湯本委員がおっしゃられたように、交渉で決まってくる部分もあるということだと思います。もう少し上げてくれやというような話があって、そのぐらいだったら何とかやりまし

ようか、みたいな話ということになるんだと思います。逆に言えば、最低工賃はかなり厳しい規定であって、それを下回っては駄目という規定になりますので、自由度がかなり奪われてしまいます。最低工賃を下回らないと取れないようなことになってしまったら、もう職がなくなってしまいうということに結びつくというような性格のものかなとは思いますが。

ということで、例えば、からげもいろいろ種類があるのかもしれないですが、ただ、先ほどの話ですとかなりの部分で最低工賃が決まっていないものも多いという中で、代表的なものを決めることによって、周りにも波及効果が多少出てくるような形にしていると思われれます。すなわち、必ずしもそれを使えという話ではないけれども参考にはなるということですよ。

このように考えていくと、先ほど言いました工程、品目、規格については、取りあえず今回はこの四つの業種で考えていくということではいかがですか。よろしいでしょうか。ほか、何か御質問、御意見等がございますでしょうか。

< 「なし」の発声あり >

なければ、それぞれ金額の改正審議に入りたいと思います。現在は、先ほど申しましたように、資料7の金額となっています。それぞれ基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

まず、家内労働者代表委員からいかがでしょうか。

山口委員

先ほども申しあげましたとおり、この19年のときに、例えばコイル1円61銭はどういうふうにしたかというのは何とも言えませんので、たぶんこういう単価の決めたかは基本的には標準工数だとか出したりしていくんだと思うんですが、ただ、今となればどう決めたかというのも分かりませんし、そういうことで行くと、先ほどのお話の中で、根拠をつけて話を決めていくということになれば、今一番明確なのは、地域別最低賃金が基本になるんだろうと思われれます。平成19年のときの669円が今948円でありますから、その1円61銭が幾らになるのか、プリント基板の63銭が幾らになるのかということで導き出していくのが恐らく一番分かりやすいし、そのぐらいしか計算のしようがないのではないかと考えています。

竹村委員

そうですね。基準がないので、19年だともう基準がないので、我々は最賃が40%上がったという考え方をもってやっていくのがいいのかなとは思っています。

山沖部会長

分かりました。ありがとうございます。お考えは、地域別最賃の率を使ったらどうかという御意見だと思います。

では、続きまして、委託者代表委員のほうからお願いできますでしょうか。

聲山委員

今の山口委員の話に半分賛成でございます。残りの半分ですが、まずそういう計算をしないと、根拠がよく分からないので、それは出す必要があるんじゃないかと。それと比較しながら、当然他県の同じような業種の内容の金額と比較した上で、あまりにも違い過ぎるということがあるかもしれませんし、県内の工賃の最低額、今どのくらい分かりませんが、それらと比較して、あまりにも大幅に上がってしまうとか、妥当だとか、そういうことを比較しながらやっていく中で決めていけばいいんじゃないかなとは思っております。以上です。

山沖部会長

ありがとうございました。

中村委員

補足いいですか。先ほども会社経営者の方に聞くと、やはり家内労働で、こう言うのはなんですけど、お出しをして1個幾ら、もしくは分単位でお金を払うんですけども、お引き取りになったときにお払いをして、調べてみるとロス分もあるということなんです。やはりそれは最低賃金とは全然性格が違うので、最低賃金では、しっかりプラスしてパーセントで上げていくと。けれども、それで上げてしまっても、家内はロス分が出てしまう人もかなりいたりする。完全な人もいるし、そうじゃない人もいます。そういうことが見られると、それは全くイコールというのもできないかなと。そういう考え方もあるかなと思います。

山沖部会長

要は出来の良し悪しがあるので、それを勘案する必要はないかということでしょうか。

中村委員

そうですね、それが出てきてしまうので。

山沖部会長

労働者の手作業なので、逆に出来具合が現れるということだと思います。

中村委員

こう言うのはいけなんですけれども。非常に細かい作業で頭の下がる思いではありますけれども。

山沖部会長

ただ、労働の質まで考えていくと最低工賃をどう決めるかというのは難しくなってくると思うんですが、そこら辺は何か御意見ありますでしょうか。

中村委員

それを加味してこういうふうなたぶん歴史的に來ているのかなというのもあるとは思いますが、

山沖部会長

なるほど。割りと低いところに合わせていると。最低だからということですかね。

中村委員

どのくらいの作業がこれに見合うのかというのを見ていたんじゃないかなという気はするんですが、

山沖部会長

ありがとうございます。双方から御意見をお伺いしましたが、まず地域別最賃の基準で何倍みたいなものもある一方で、いろいろとほかにも根拠があって、先ほど話があったところでは、他県との比較であるとか、県内でそれでやっていけるかどうか、逆に言えば、商売として成り立つような工賃がどの辺の水準にあるかということも勘案しないといけないという使用者側のほうの御意見もあるということだと思います。

一方で、その際には労働の質も勘案しておいたほうが良いということで、現在、見合いの作業を考えた上で工賃が決まっているという御意見かだと思います。

それでは、今お伺いした主張も踏まえまして、まず金額の審議に入りたいと思いますが、一度、それぞれの御意見を個別に伺わせていただくほうが良いかと思いますが、それぞれに分かれて、一度、個別にお伺いをさせていただく形にさせていただければと思います。

< 個別協議 >

山沖部会長

部会を再開したいと思います。

長野県電気機械器具製造業最低工賃の改正につきましては、当専門部会におきまして、家内労働者・委託者各側の御意見をお伺いしつつ、慎重に審議を行ったところ、県下の経済状況、工賃及び賃金実勢、生計費等、最低工賃を決定するに当たって考慮すべき事項に関する認識について、おおむね一致を見るこ

とができたと思います。特に今回は最低賃金引上げの話がある一方で、他県
の状況も勘案してということになるかと思います。

つきましては、ただいまからその内容を取りまとめた上で、公益委員案とし
てお示しし、採決を行いたいと思いますがいかがでしょうか。

< 「異議なし」の発声あり >

それでは、事務局のほうから公益委員案を配付してください。

それでは、事務局のほうから公益委員案を読み上げていただきたいと思いま
す。

荒河賃金指導官

では、事務局のほうで読み上げさせていただきたいと思いま
す。

なお、変更のなかった工程・規格については省略させていただき、変更のあ
った金額についてのみ読み上げをいたします。

電解コンデンサーについては、金額 1 個につき 54 銭、コイルは 1 個につき 1
円 95 銭、プリント基板については、1 個につき 89 銭、自動車用ワイヤハーネ
スのコネクタ差しについては 1 ピンにつき 60 銭、自動車用ワイヤハーネスの
チューブ通しについては 1 本につき 84 銭、以上です。

山沖部会長

ありがとうございます。先ほど皆さんと御議論をさせていただいた内容にな
っているかと思います。

それでは採決を行いたいと思います。今、お示しをしました公益委員案に賛
成の委員は挙手をお願いします。

< 賛成者挙手 >

それでは、全員賛成ということですので、当専門部会は、公益委員案のと
おり、最低工賃の改正決定を全会一致で議決いたします。ありがとうございます
た。

次に、当専門部会の議決内容を、長野地方労働審議会に報告するための報告
文案を取りまとめたいと思います。報告文案について御意見はありますでし
ょうか。いかがでしょうか。ありましたらご発言をお願いします。

聲山委員

対象の労働者数もかなり少ないと。かなりどころか、本当にゼロとか数名と
いう中で、最低工賃の対象者数は 100 名以上ということを目標にしているのは、
これは増えるようになるのか私も分かりませんが、この人数の中で来期以降に
関しまして、検討という形ですが、廃止を検討してもいいんじゃないかと思
いますが、いかがでございましょうか。

山沖部会長

ただいま委託者側から、先ほど議論をする中でもありましたが、今回の対象

となる人数も 100 人を切るということでありまして、それもかなり減ってきています。50 人台から今度は 33 人と、かなり減ってきているので、将来、引き続き最低工賃を定めることについては実効性がかなり乏しくなってきたので、そういうものを廃止してはどうかというお話であります。

この場では決められないんですけれども、そういう意見を審議会に出してはどうかということになるかと思えます。

山口委員

よろしいでしょうか。一応ルー儿的にはそういった決まりも当然あることは私どもも承知をしてございますが、冒頭お話をさせていただきまして、労働者側の小林委員のほうからも話がありましたとおり、やはりどうしても仕事も時間によって管理される企業へ勤めての仕事ができない方たちもいるということも事実でありますし、実際に 33 名という数字、これはもう労働局さんとして出される数字で、これはもう致し方ない、この数字は揺るがない事実というか、出せる数字はこれしかないんだと思うんですが、現実的にいろいろとお話を聞いていく中で、数字に出てこない内職の方たちというのもどうもいるやに思える節もあるんですね。

実際に、例えば小林さんのお勤めのところも 5 人ぐらいいらっしゃるというお話もございますし、ほかにもいろいろとお話を聞く中ではかなりの人数がいて、果たしてこれだけなのかなという、先ほどの資料でもプリント基板のところも適用家内労働者が 5 名しかいないとなっているものの、小林さんのところは 5 名いらっしゃるとい話なので、そのほかがないかということ、絶対ないということはないと思えます。

ただ、それはもうここで検証できるわけではないですから、やはりそういったこともございますし、確かに 100 名以下というところはあるんですが、我々とすれば、先ほど申し上げましたように、これはある意味、時間に換算されない、当てはまらない労働者が、つくっている時間は紛れもない労働者ですが、そのセーフティネットということをややはり我々としてもしっかり考えていく必要があるんだろうと思ってございますので、できればその辺は、審議すること、検討することは決してやぶさかではございませんが、その結果を拙速に出して、すぐに廃止ということではなくて、しっかり証拠の積み上げというか、そういったこともしっかりやっていただいて、私は審議会のメンバーではないのでその場では発言はできませんが、どうか、しっかりと審議をした上で最終的な判断をお願いしたいということを申し上げたいと思えます。

竹村委員

私のほうからですが、確かにこの廃止論というのはあるとは思いますが、最初に話もさせていただいたんですが、これ以外にやはり家内労働というのはたくさんあってそれは現実だと思いますので、この専門部会の審議ではなくて、

地方労働審議会の中で、金額を決めるという審議ではなくて、もう少しこういう働き方の皆さんもいらっしゃるの、ぜひ金額の見直しを企業も毎年行ってくださいという発信だけは、何とかしていただけるとありがたいなと思いますし、今回こういう審議をさせていただいて、これで労働局のほうからこういうふうに決まりましたというのが経営者の皆さんも見られる方もいらっしゃるの、何かそういう機運にさせていただきたいなと思いますので、廃止論は廃止論で、この規約どおりで仕方のない部分もあると思うんですけども、それに代わるものを何か残していくべきかなと思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

山沖部会長

分かりました。確かにおっしゃることはよく分かります。要は2,950人の家内労働者がいる中で、対象となっている人数がかなり絞られており、最初に議論しましたように、長野県では二つの業種に限られているということでありませう。昔はもう少し人数が多かったから意味があったのかなと思うんですけども、今は人数的には少なくなっているということですよ。

ただ、全くこういう議論をすることに意味がないかということ、そうではなくて、やはりそのバックに、今お二人からお話がありましたとおり、この33人のバックにも家内労働者がいるということだと思います。

一方で、こういう最低賃金という形でやる方がいいのかどうかということもあるかと思ひます。今お話がありましたとおり、他の方策のほうにむしる効果的かもしれないです。昔は3年に1回ずつやっていたのが、ここのところずっと、どうも議論はされていたようですが、私はあまり記憶がないぐらいに、審議会ですつと通ってしまつて、ほとんどコメントがなく、この16年が過ぎているんじゃないかと思ひます。久方ぶりに家内労働者側のほうから御提起があつて、こういう形で最低賃金の議論をさせていただいたということでありませう。

したがいまして、まずは廃止ありきというよりは、本当にこれをどうやつてうまく家内労働者の働き方について、賃金も含めてどうやつてうまく、例えば今回の賃金と物価の好循環に結びつけられるか、そこも含めたところでどういうやり方がいいかを審議会に議論していただくという、要は最終的には最低賃金のこの部会自体は廃止になるかもしれないけれども、今お話がありましたように、それに代わる手段を何か考えられないかも含めて、広く議論をするということは、要は家内労働者がそうはいつても3,000人もいらっしゃるということですので、その点について議論をさせていただきたいという意味で、長野地方労働審議会のほうに附帯意見という形でつけさせていただければと思ひますがいかがでしょうか。

委託者側もよろしいでしょうか。

< 「はい」の発声あり >

では、そういう形で報告書を審議会に出すということですので、そこも含めてということで、異議なしということですので今、申し上げた形で報告します。

報告案について、事務局のほうで何かございますでしょうか。それとも修正したほうがよろしいですか。

事務局

今お配りさせていただいて、これでよければ。

山沖部会長

それでは、本報告案について読み上げ及び御説明をお願いできますでしょうか。

荒河賃金指導官

< 報告案の読み上げ >

さらに長野県電気機械器具製造業最低工賃については、家内労働者が100人を大幅に下回るまで減少し、将来も増加する見通しがないことから、当該最低工賃の廃止の協議を要望する意見と、家内労働者数が100人を下回っているとはいえ、最低工賃の設定が必要とする家内労働者は約70%に上り、セーフティネットを確保するためにも最低工賃の存続を維持する必要があるとの意見があることを附記する。

山沖部会長

今、申し上げましたように、この附帯意見の部分、「さらに」からの部分については、前半部分はあるんですけども、後半部分も含めて、ちょっと書き換えたほうがいいかなと思っております。むしろ、「将来も増加する見通しがない一方、家内労働者のセーフティネットを確保する観点から、最低工賃の廃止を含め、その在り方について検討する」とか、あるいは工賃のほうがいいのかもしれないですが、「家内労働者の工賃の在り方について検討する必要がある等の意見があったことを附記する」とかが考えられます。要は、人数が増える見通しがない一方、家内労働者のセーフティネットの確保が必要であるということとともに、そのためには最低工賃の廃止も含めて、それに代わる手段を検討するという趣旨の話を入れるということだと思えます。この点を審議会で検討していただきたいということだと思えます。

竹村委員

要するにほかの家内労働者とかそれも含めて、きちんと地方労働審議会で審議していただきたいということ。また検討いただきたいとしていただけるとありがたいです。

山沖部会長

そうですね、当該最低賃金の対象以外の家内労働者も多くいることから、それも含めたセーフティネットの確保が必要であり、そのためにもとか、その辺の文章は事務局に考えていただきたいと思います。要は、後半の部分で言いましたように、審議会で議論をするというような形でどうかなと思いますが、いかがでしょうか。文言については、事務局のほうで考えてもらった上で、私のほうに御一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

竹村委員

もう一つ、前段の部分に、部会長のおっしゃられた最賃と、要は他県の状況とか、その詳しい中身があって、これで結論に達したというような内容にしてもらえると、これだとちょっと分かりづらいので、部会長が最初におっしゃられたことを載せていただくとありがたいです。

山沖部会長

今、おっしゃられているのは、上のほうの調査審議を求められ、家内労働の委託条件の指標などにより、ここでは景況と現状と委託条件だけしか書いていないんですが、そこに先ほど申しましたように、最低賃金の状況、または推移でもいいと思いますが、あるいは他県における最低工賃の状況等を勘案して慎重に審議した結果という趣旨を盛り込むことだと思います。

竹村委員

そうですね。

山沖部会長

必要に応じて、山口委員と聲山委員にもメールで御照会をさせていただきたいと思います。すなわち、事務局と私のほうで文言の打合せをさせていただいた上で、お二人にお示しをさせていただき、最終的にこの案でという形にさせていただければと思いますが、それでいかがでしょうか。そのほうが安心かと思います。どのような書きぶりになるかについて御確認いただくということとしたいと思います。もちろん、そのとき意見を言っていただければと思います。そういう形でよろしいですか。

では、一応、こういう形で、多少文言は変更になりますけれども、そういう形で長野地方労働審議会のほうに御報告したいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、資料 No.3 の 1 ページを開けていただいて、第 10 条を御覧になってください。最低工賃の改正決定に係る長野労働局長への答申についてですが、長野地方労働審議会運営規程第 10 条において、「部会長が委員である最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって

審議会の議決とする」とされております。この規程を適用しまして、本日、この後に示しますが、先ほどの文言の部分はなくなります。先ほどから申し上げていたものはどちらかということ審議会に報告するということでありまして、答申自体はもう少し簡素な形で、金額だけが書かれた形になります。後ほど、お示しさせていただきますが、本日、長野労働局長に答申することとしたいと思っております。

つきましては、答申文を事務局のほうでまとめていただいておりますので、今、配付しますので、それを御確認いただければと思います。

では、よろしく申し上げます。

荒河賃金指導官

< 長野県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定に係る答申文の読み上げ >

山沖部会長

ありがとうございます。今、申し上げましたとおり、答申自体はかなりさらっとした形になっております。先ほどいろいろと御意見をいただいた部分は、むしろ審議会で議論すべき話だと思えます。答申自体は、もう金額だけを簡単に記載するという形になります。

本件について、御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

< 「異議ございません」の発声あり >

では、本件につきまして、この答申を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

< 「はい」の発声あり >

ありがとうございます。異議がないようですので、本案をもって長野労働局長に答申することとしたいと思えます。

< 答申文手交 >

古畑賃金室長

そうしましたら、答申いただきましたことについて、労働基準部長から一言御挨拶を申し上げます。

柘植労働基準部長

まず、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、最低工賃の改正決定に当たりまして、慎重な御審議を賜り誠にありがとうございました。皆様方の御協力をおもちまして、同最低工賃の改正決定について、全会一致で決議いただきましたことに、重ねて深く感謝申し上げます。

私ども長野労働局におきましては、今後改正にかかる所用の手続を滞りなく

進めてまいります。引き続き皆様方の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

山沖部会長

ありがとうございます。

その他、何か事務局からありますでしょうか。特に今後のスケジュールについてお願いできますでしょうか。

古畑賃金室長

今後のスケジュールについて説明いたします。答申を今いただきましたので、事務局において本日付でこの答申に対する意見を求める公示を行います。公示期間は、法により公示の日の翌日から起算して15日とされておりますので、公示の期間は3月1日金曜日となります。

この期間中に異議の申し出がなければ、次に、発効に向けた官報公示の手続を行います。最短ですと3月14日木曜日に官報公示され、その後30日後の4月13日土曜日に改正最低工賃が発効することになります。

ただし、このスケジュールはあくまでも予定ですので御留意いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

山沖部会長

ほかよろしいですか。

それでは、本日の最低工賃の改正審議に当たりましては、委員の皆様方の御協力によりスムーズに議論が行われ、また、いろいろと意見を交換することができたかと思えます。また、今回は全会一致で結論を得ることができました。皆さん、今回の審議を通じて、どのように家内労働が行われているか、その実態が多少でも分かったかなと思えますし、また、いろいろな状況が分かったということだと思えます。今回の審議に当たっては、公益委員を代表して、家内労働者側及び委託者側の委員の皆様には、厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、本部会における審議は全て終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉会